

●香川県告示第212号

香川県管理港湾高松港において次のように港湾施設の供用を開始したので、港湾法（昭和25年法律第218号）第12条第5項の規定に基づき告示する。

平成24年4月17日

香川県知事 浜 田 恵 造

港湾施設の種類	名 称	位 置	能 力 ・ 数 量
係留施設（岸壁）	朝日地区－12m 耐震強化岸壁	高松市朝日新町1 番3地先	延 長 240.00 (m) エプロン幅 20.00 (m) 水 深 12.00 (m) 面 積 5,397.64 (m ²) 対 象 船 舶 30,000 (DWT) 一般貨物船 係留可能隻数 1隻 耐震強化岸壁・国有港湾施設
荷さばき施設（荷さばき地）	朝日新町荷さばき地	高松市朝日新町1 番3地先	面 積 5,347.23 (m ²)
外郭施設（護岸）	朝日地区埠頭護岸	高松市朝日新町1 番3地先	延 長 10.00 (m) 面 積 30.00 (m ²)